

令和2年第5回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和2年5月11日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第5回農業委員会を招集した。

※コロナウイルスの影響により、審議案件に関する委員のみの出席とする対応とした。

※審議案件に該当しない委員は出席を控えていただいた。

※代表推進委員の出席も控えていただいた。

2. 出席委員

【農業委員15名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則 (欠席)
4番 森山 勝馬 (欠席)	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美 (欠席)
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手島 博行	11番 手島 信行	12番 畑 和徳 (欠席)
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次 (欠席)	21番 浦塚 洋明 (欠席)	22番 坂田 稔 (欠席)
23番 金子 耕三 (欠席)		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 7号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 8号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長 松田 勝久

係 長 中 村 敬一郎
事務吏員 松 尾 康 年
事務吏員 水 落 ひかる
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主任主査 大 山 豊 揚
(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和2年第5回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日の出席委員数は農業委員15名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に7番原野委員、8番森部委員を指名いたします。よろしく申し上げます。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。
7ページまで38件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から38番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から38番について、これを受理いたします。
8ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。2件ございます。以上報告いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。
16番林委員。

16番 (林委員) 報告番号1番について、説明いたします。
届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、隣接道路より1m以上低く、隣接地を転用・地上げして住宅建設の許可を得たが、窪地のままでは耕作に不便なため、地上げして畑として利用するものです。作付け予定は、野菜と聞いております。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。
次に、報告番号2番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。

議 長 議長交代：会長 → 副会長
議長を交代しました。
それでは、報告番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

- 19番 (後藤委員) 報告番号2番について、説明いたします。
届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。当該地は、隣接道路・畑より40cm低く、排水が悪くてぬかるむため、地上げして排水を良くするものです。作付け予定は、キャベツ・人参・大根等と聞いております。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
報告番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、報告番号2番について、これを受理いたします。
議長を会長と交代します。
議長交代：副会長 → 会長
- 議長 議長を交代しました。
9ページをお開きください。次に、議案第1号「農地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (水落) 議案朗読をもって説明
- 議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
- 農業振興課(大山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
12ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
- 事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の7番原野委員、35番永露委員を指名いたします。
次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の9番武井委員、30番山下委員を指名いたします。
次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となりますよろしくお願ひいたします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の1番藤原委員、6番田中委員、21番浦塚委員を指名いたします。
審議番号1番から3番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
なければ、審議番号1番から3番について、賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

13ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。17ページまで15件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番 (原野委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番 (手島委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。
10番 (手島委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議
案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大。譲渡人は経営
縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。
10番 (手島委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議
案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人是那珂川市在住の建設業を
営む76歳の男性です。この方は新規就農となりますので、3月2日に第1回の面談を行っ
たところ、農業従事日数が100日で提出されており、150日の要件に満たない事を指摘
しました。作付は野菜ということでしたので、どのような野菜を作付するかについては、は
っきりした回答をされませんでした。それから自分の農地を2筆所有してありますが、1筆
は実家の裏にあり、耕作放棄地といった状態です。もう1筆は平成29年の災害で被災し何
もしていない状態です。3月2日の面談で以上のことを伝えたところ、申請を一旦取下げ再
度申請を行うということになりまして、再度4月27日に面談を行い説明を求めたところ、
本人曰く書類記載のとおりであり言うことはないと言われ、何ら説明はありませんでした。
作付は、キャベツ・タマネギ・ネギ、それから、機械については、トラクター・田植機・コ
ンバインをリースで借りること、それから、農業従事日数は185日と記載されてありま
すが、具体的な話が全くできませんでした。計画書の中身ですが、就農計画書は1年目は書い
てありますが、2年目以降の記載はありません。それから、技術指導等の受講予定につい
ても何ら質問することもできずわかりませんでした。実質労働力は本人だけであり、機械等
の計画が適正であるのかよくわからない、農業従事日数は185日とあるが、これも適正で
あるのかよくわからない状況です。
結果的に農地法第3条第2項に該当すると思われまます。ご審議方よろしくお願ひします。
議 長 事務局は写真等の配布をお願いします。
事務局 写真配布
議 長 写真の説明をして下さい。10番手島委員。
10番 (手島委員) 配られた写真ですが、これは、実家の裏の農地の写真です。プレハブや砂が置
いてあったり、木が植えてあったり、アスファルトがしてあったり、とにかく何もできる状
況ではありません。
議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
8番挙手
議 長 8番森部委員
8番 (森部委員) 譲受人と譲渡人はどのような関係でしょうか。
10番挙手
議 長 10番手島委員
10番 (手島委員) 実際何の関係もありません。なお、譲受人は三奈木出身の方です。

- 18番挙手
- 議 長 18番伊藤委員
18番 (伊藤委員) 私も、面談に出席しましたが、担当委員のおっしゃるとおりです。譲受人も高齢であり、農地を購入して新規就農したいということでしたが、申請書の内容について、事務局から再三説明の要求をしたにもかかわらず、記載のとおりと言われ、詳しい内容を聞くことはできませんでした。新規就農のために農地を購入して、本当に農業をするのだろうかという疑問を抱いたところです。
- 議 長 他に質問や意見はありませんか。
- 16番挙手
- 議 長 16番林委員
16番 (林委員) 購入予定の農地はどんな状況でしょうか。
- 議 長 10番手島委員
10番 (手島委員) 現在、キャベツ農家の方が借りて、キャベツの作付をしてあります。今後も作付をしてもいいという話をされきましたが、よくわかりません。
- 17番挙手
- 議 長 17番樋口委員
17番 (樋口委員) 現在、借りてある方(耕作者)は売買があるということで、利用権設定を解除してあります。その後どうするか耕作者に尋ねたところ、「ずっと耕作していい」と言われたので、「それはいかんだろう」と言ったところ、名義変更するだけと(所有者から)言われたそうです。
- 議 長 他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
採決をとります。
審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手なし。
- 議 長 審議の結果、賛成の委員数0(ゼロ)、本日の出席委員15名、過半数となる数8名
よって、過半数に達していませんので、不許可とします。
理由について申し上げます。
農地法第3条第2項第1号の「全部効率利用要件」である「農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が保有している農地を含め全ての農地を効率的に耕作すること。」が許可の条件の一つであるが、現在、所有する農地が耕作されているとは認められないため、農地法第3条第2項に該当すると判断したためです。
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地について議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は

議 長 経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
担当委員の説明は終わりました。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番 (櫻木委員) 審議番号9番について説明します。権利移転の理由は、譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人・譲渡人は父から子への贈与。父親は現在56歳で会社員、譲受人の息子さんは農大で1年研修後、2年ほど農家研修へ行かれて昨年からは農業を始められています。今後、規模拡大をしたいということ、認定農業者の認定も受けたいようです。農業者年金の加入についても話をしております。息子さんも28歳であり、今後を期待しています。
農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番 (田中委員) 審議番号10番について説明します。権利移転の理由は、譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人は相手方の要望、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
審議の程よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲渡人は82歳と高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしくお願ひします。

議 長 次の担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番 (伊藤委員) 審議番号11番の下段について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。
次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番 (伊藤委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は相手方の要望、譲渡人は病気のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号12番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号12番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は許可といたします。
次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番 (樋口委員) 審議番号13番について説明します。権利移転の理由は、譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は経営拡大、譲渡人は高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号13番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号13番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は許可といたします。
次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番 (樋口委員) 審議番号14番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。
審議の程よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号14番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号14番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号14番は許可といたします。
次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号15番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。
審議の程よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号15番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号15番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号15番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時55分まで休憩します

14時45分休憩

14時55分再開。

議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

18ページをお開きください。次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし事務局の説明を求めます。

審議番号1番についても、続けて説明をお願いします。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

20ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件ございます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。

1番 (藤原委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的・理由は、従業員駐車場が不足しているため、申請地を露天駐車場として整備するものです。農地法の運用はその他の農地で用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、雨水排水については自然流下です。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、議案第5号は承認といたします。

21ページをお開きください。次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。26ページまで19件ございます。

- ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
- 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
- 5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は近くで自営している小売店の駐車場がないため、駐車場を整備するものです。農地法の運用はその他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。
- ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
- 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番武井委員。
- 9番 (武井委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備。理由は本社を隣接地に移転したが、駐車場がないため整備するもの。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地で集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。
- ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
- 次に、審議番号3番から6番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
- 議長交代：会長 → 副会長
- 議 長 議長を交代しました。
- 次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設。理由は平成29年7月の豪雨災害で自宅が被災したため、息子夫婦と共に自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は、その他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続します。雨水は道路横の水路へ流すそうです。なお、区長及び水利組合からの同意は得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
- 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)。
- なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。
- 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議

案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は工場建設、理由は既存の工場が借地・借家で、老朽化も進み、建替を機に土地・建物を自己所有とするため申請地を整備して工場を建設するもの。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、下水は下水道へ接続します。雨水等の敷地排水は調整池を設置し水路へ放流することで区会長、水利組合と合意済みです。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は現在借家住まいのため自己用住宅を建設するもの。農地法の運用は用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。下水は下水道へ接続します。雨水は道路横の水路へ流すそうです。なお、区長及び水利組合からの同意は得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は進入路及び下水管理設用地、理由は農地への進入路及び住宅の下水管理設用地とするもの。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。下水は下水道へ接続します。雨水は道路横の水路へ流すそうです。なお、区長及び水利組合からの同意は得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長 議長を交代しました。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。7番原野委員。

7番 (原野委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自家用露天駐車場の整備、理由は、宅地が狭く自家用車の駐車スペースが足りないため、敷地を拡張して整備するもの。

農地法の運用は、10ha以上の一団の農地で敷地拡張、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番

(手島委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は歯科診療所の駐車場が不足しているため整備するものです。なお、無断転用をしてありますので、その件に関しては始末書が添付されています。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番

(手島委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は一般貨物運送事業を営むため、駐車場とするものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、用途区分は都市計画用途区域内、農地の区分は第3種農地に該当します。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手。

議 長

賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。

次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。11番手島委員。

11番

(手島委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的はグループホーム建設、理由は病気の高齢者や障害者など、生活に困難を抱えた方を援助するグループホームを建設するものです。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地で集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。生活排水は合併浄化槽を設置して水路へ放流、雨水等も水路へ放流することになっています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。

暫時休憩といたします。

15時15分休憩

15時20分再開。

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は進入路拡張、理由は住宅への進入路の幅員が3mで進入に支障があるためとなっていますが、既に4.5mに拡張しており、この機会に分筆してきちんと整理するものです。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地で敷地拡張、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認といたします。

次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。10番手島委員。

10番 (手島委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場の確保、理由は隣接する資材置場が手狭なため、拡張して整備するものです。農地法の運用は、公共投資が行われた農地で敷地拡張、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号12番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認といたします。

次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。14番櫻木委員。

14番 (櫻木委員) 審議番号13番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借。転用の目的は自己用住宅建設、理由は現在、借家住まいのため、父の土地を借りて既に自己用住宅を建設してありますが、無断転用です。金融機関にローンの相談に行ったところ農地にはお金は貸せませんと言われて発覚したそうです。その件に関しては始末書が添付されています。農地法の運用は、その他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第3種農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 汚水や雨水の処理はどうなっていますか。

14番挙手

議 長 14番櫻木委員

14番 (櫻木委員) 汚水は下水道接続、雨水等は水路へ放流してあります。

担当委員の説明は終わりました。

審議番号13番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号13番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
賛成の挙手。

議長
賛成多数と認め、審議番号13番は承認いたします。

次に、審議番号14番について、担当委員の説明を求めます。8番森部委員。

8番

(森部委員) 審議番号14番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天駐車場の整備、理由は、会社を新規設立するにあたり、大型駐車場がないためです。農地法の運用は、朝倉支所から300m以内、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第3種農地に該当します。なお、下水は下水道接続、雨水等は水路へ放流される事になっています。ご審議方よろしく願います。

議長
担当委員の説明は終わりました。

審議番号14番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号14番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
賛成の挙手。

議長
賛成多数と認め、審議番号14番は承認いたします

次に、審議番号15番について、担当委員の説明を求めます。18番伊藤委員。

18番

(伊藤委員) 審議番号15番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的は露天資材置場の確保、理由は隣地の資材置き場が手狭なため整備するものです。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地の敷地拡張、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。ご審議方よろしく願います。

議長
担当委員の説明は終わりました。

審議番号15番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号15番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員
賛成の挙手。

議長
賛成多数と認め、審議番号15番は承認いたします。

次に、審議番号16番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番

(林委員) 審議番号16番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場の整備、理由は、近くに会社があるが、資材置場が手狭なため申請地を整備するものです。農地法の運用は、その他の農地、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第2種農地に該当します。

ご審議方よろしく願います。

議長
担当委員の説明は終わりました。

審議番号16番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号16番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

議長
賛成の挙手。

議長
賛成多数と認め、審議番号16番は承認いたします。

次に、審議番号17番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番

(樋口委員) 審議番号17番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は自宅が平成

29年7月の豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建設するものです。

農地法の運用は、10ha以上の一団の農地（集落接続）、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水等は水路へ放流することで区会長、耕作者等の合意をえてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号17番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

なければ、審議番号17番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号17番は承認といたします。

次に、審議番号18番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番

（樋口委員）審議番号18番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は自宅が平成29年7月の豪雨災害で被災したため、自己用住宅を建設するものです。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地で集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水等は水路へ放流することで区会長、耕作者等の合意をえてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号18番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

なければ、審議番号18番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号18番は承認といたします。

次に、審議番号19番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2番

（樋口委員）審議番号19番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は道路拡幅用地の確保、理由は〇〇氏・△△氏の宅地及び□□氏の農地に入る道路が狭いため、拡張してそれぞれ3分の1の所有権を各々持つものです。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地で集落接続、用途区分は農用地区域外、農地の区分は第1種農地に該当します。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号19番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

なければ、審議番号19番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号19番は承認といたします。

27ページをお開きください。次に、議案第7号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

（岩切）審議番号1番から3番については、推進機構からの買入れです。審議番号4番から6番については、推進機構への売渡しです。以上、1番から6番までの各計画につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から6番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

- なければ、審議番号1番から6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、議案第7号は承認とし市長へ通知いたします。
29ページをお開きください。次に、議案第8号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。30ページまで4件ございます。
- 議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
9番武井委員
- 9番 (武井委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請人は5条の審議番号2番の方です。申請土地の写真の58ページと59ページをご覧ください。相当以前より現地に倉庫か車庫と思われる建物が存在し、20年以上非住宅課税がされているため、今回非農地判断の申請が出されたものです。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
- 議長 議長交代：会長 → 伊藤副会長
議長を交代しました。
- 19番 (後藤委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地の写真の61ページと62ページをご覧ください。20年以上宅地課税がされているため、今回非農地判断の申請が出されたものです。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
議長を会長と交代します。
- 議長 議長交代：副会長 → 会長
議長を交代しました。
- 17番 (樋口委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。現地確認は、橋が流失しているため行くことができませんでしたが、20年以上山林課税がされているため、今回非農地判断の申請が出されたものです。
ご審議方よろしく願いいたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

- なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。
- 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。
- 17番 (樋口委員) 審議番号4番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。ここも、現地へ行くことができませんでしたが、申請土地は、20年以上山林課税されているため、今回非農地判断の申請が出されたものです。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
- 議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:48)